

屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事（11号棟）

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	SCALE	図面番号	図 面 名 称	SCALE
M－01	機械設備特記仕様書（1）	———	M－08	1階給排水設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－02	機械設備特記仕様書（2）	———	M－09	2階給排水設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－03	機械設備特記仕様書（3）	———	M－10	R階給排水設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－04	機械設備特記仕様書（4）	———	M－11	1階空調換気設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－05	現地案内図・配置図	A1=1/500 A3=1/1000	M－12	2階空調換気設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－06	建築基本断面図・立面図	A1=1/100 A3=1/200	M－13	1階計装設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
M－07	器具・機器表	———	M－14	2階計装設備平面図	A1=1/50 A3=1/100

令和8年度

名護市教育委員会教育施設課

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和8年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : 屋我地小学校校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)
(2) 工事場所 : 名護市宇 饒平名 地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一 第7項
学校	RC造 2 階建て		
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

- (4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外	
	屋内	屋外
空気調和設備	○	
換気設備	○	
排煙設備		
自動制御設備		
衛生器具設備	○	
給水設備	○	○
排水設備	○	○
給湯設備	○	
消火設備	○	
ガス設備	○	
厨房機器設備		
浄化槽設備		
エレベーター設備		
小荷物専用昇降機設備		
エスカレーター設備		
撤去工事	○	
発生材処理	○	
電気設備工事		
軽微な建築工事		

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8 年 7 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8 年 7 月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

4 その他

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

項目

特記事項

一般共通事項

○ 1 工事実績情報の登録
(1.1.4)

○ 2 適用図書等
(1.1.6)

○ 3 別契約の関連工事
(1.1.7)

○ 4 工事の一時中止に係る事項
(1.1.9)

5 工事の余裕期間

6 遠隔臨場の実施
(1.1.14)

7 概成工期
(1.2.1)

○ 8 施工図等
(1.2.3)

○ 9 工事の記録
(1.2.4)

○ 1 0 設計図CADデータの貸与

○ 1 1 施工管理体制
(1.3.1)

特記事項

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が5 0 0 万円未満の工事については、登録を要しない。

※公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築設備工事標準図（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※営繕工事写真撮影要領（令和5年版）
※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会）
※

（1）関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。
（2）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。

工事の一時中止に係る計画の作成
（1）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】
【以下から選択：発注者指定方式 / 任意着手方式 / フレックス方式】
（1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。
なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。
（2）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。
このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。
（3）その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。

・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をする事とする。
図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。

（1）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。
（2）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1 / 5 0 程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
（3）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後3 0 日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

本工事では発注者から受注者に対し設計図C A D データを貸与する。なお、貸与されたC A D データを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

（1）工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。
なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

項目

特記事項

イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等ののみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

（2）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第2 6 条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3 か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提出しなければならない。

（1）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。
※資格の区分1
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者
・資格の区分2
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、1 級又は2 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分1 のロに掲げる者
・資格の区分3
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第7 条第2 号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者

（2）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

※本工事は、建設業法第2 6 条第3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・本工事は、建設業法第2 6 条第3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

施工条件は、図示及び以下による。

（ ）

国道6 路線及び県道7 路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）

（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9 年7 月3 1 日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4 月9 日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3 年10月8 日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7 . 5 ～2 6 0 k W ）
ア バックホウ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

項目

1 8 発生材の処理等
(1.3.9)

○ 1 9 工事の保険等

特記事項

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など）
（1）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

発生材の種類及び処理方法	
引渡しを要するもの	・無 ・有（図示）
特別管理産業廃棄物	・無 ・有（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	・無 ・有（図示）

（2）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
（3）建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「C O B R I S」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
（4）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。
ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から5 0 k m 以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
（5）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
（6）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記H P に掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。
（7）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
（1）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後1 4 日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
（2）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)		工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇 饒平名 地内		図面名称縮 尺	機械設備特記仕様書(2)	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		図面番号	M-02	
摘 要			設 計 者	名 称	(株) 大尚設計
検 印	管理建築士	設 計		資格者氏名	大城 尚
				登 録 番 号	一級建築士 第177449号
				所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-1

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																										
○ 20	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則 4 0 日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	26 情報共有システムの使用	ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ◎「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザ環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	○ 2 配管材料 (2.1.2) ○ 3 埋設配管 (2.7.1) 4 保温工事 (3.1.1) 5 塗装 (3.2.1) ○ 6 仮設工事 (4.1.1)	管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。 ・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製 ○鉄製）とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																						
		設置する備品等の種類		数量	設置する備品等の種類	数量																																										
○ 7 土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し ・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ k m ） 搬出先基準（条件）（ ）																																															
○ 8 その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																															
空気調和設備工事																																																
1	空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。																																														
2	制気口	図示されていない制気口の材質は（・銅板 ・アルミニウム板）とする。																																														
3	ダクト (1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ ・コーナーボルト（・共板フランジ ・スライドオンフランジ））工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト																																														
5	設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季																														
	外気		室内（ ）																																													
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																												
夏季	32.8℃		26℃	50%																																												
冬季																																																
6	その他	※																																														
<table><tr><td>工事名称</td><td>屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)</td><td>工事年度</td><td colspan="3">令和8年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>名護市宇 鏡平名 地内</td><td>図面名称</td><td colspan="3">機械設備特記仕様書(3)</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>名護市教育委員会教育施設課</td><td>図面番号</td><td colspan="3" rowspan="2">M-03</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td rowspan="4">検 印</td><td>管理建築士</td><td>設 計</td><td>製 図</td><td rowspan="4">設 計 者</td><td>名 称 (株) 大尚設計</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名 大城 尚</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>登 録 番 号 一級建築士 第177449号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>所 在 地 沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12</td></tr></table>							工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度			工事場所	名護市宇 鏡平名 地内	図面名称	機械設備特記仕様書(3)			発注機関	名護市教育委員会教育施設課	図面番号	M-03			摘 要						検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称 (株) 大尚設計				資格者氏名 大城 尚				登 録 番 号 一級建築士 第177449号				所 在 地 沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12
工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度																																													
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内	図面名称	機械設備特記仕様書(3)																																													
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	図面番号	M-03																																													
摘 要																																																
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称 (株) 大尚設計																																											
					資格者氏名 大城 尚																																											
					登 録 番 号 一級建築士 第177449号																																											
					所 在 地 沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12																																											
○ 21	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 2 7 標識その他 (1.7.4) ○ 2 8 機材 ○ 2 9 施工 ○ 3 0 耐震施工	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。 (1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。但し、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。 ・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。 ・本工事は「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事工事試行要領（案）」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 ・本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 ※																																												
○ 22	技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ○建築板金施工（ダクト板金作業）	○ 3 1 磁気探査 ○ 3 2 墜落制止用器具 ○ 3 3 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 ○ 3 4 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用において 3 5 その他																																													
23	化学物質の濃度測定 (1.5.10)	(1) 測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備 考																																										
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備 考																																													
24	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()																																														
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	共通工事 ○ 1 総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ○風量調整 ○水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ○室内気流及びじんあいの調整 ○騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ○運転状態（総合調整結果）の記録																																												

特記事項

別表－１（関連工事との取り合い）

工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	架台、アンカーボルト	・	・	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	・
	スリーブの穴埋め	・	・	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	・
	型枠の穴埋め	・	・	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※
インサート	インサート	※	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
	上記の配管、配線	・	・	・
自動制御	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	・
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	・	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	・	・	・
	残土処理	・	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	・	・
操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・	
樋	ルーフドレイン及び立て樋	※	・	・
	立て樋接続用埋設機引管	※	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	・
	上記の配管接続	・	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	・	・	・
	その他手すり	・	・	・
※配線は接続を含むものとする。				

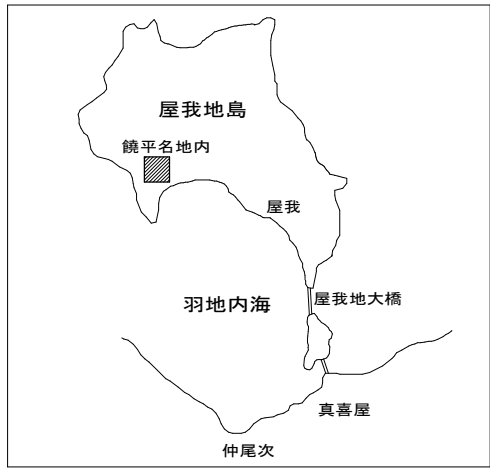
特記事項

別表－２（管材）

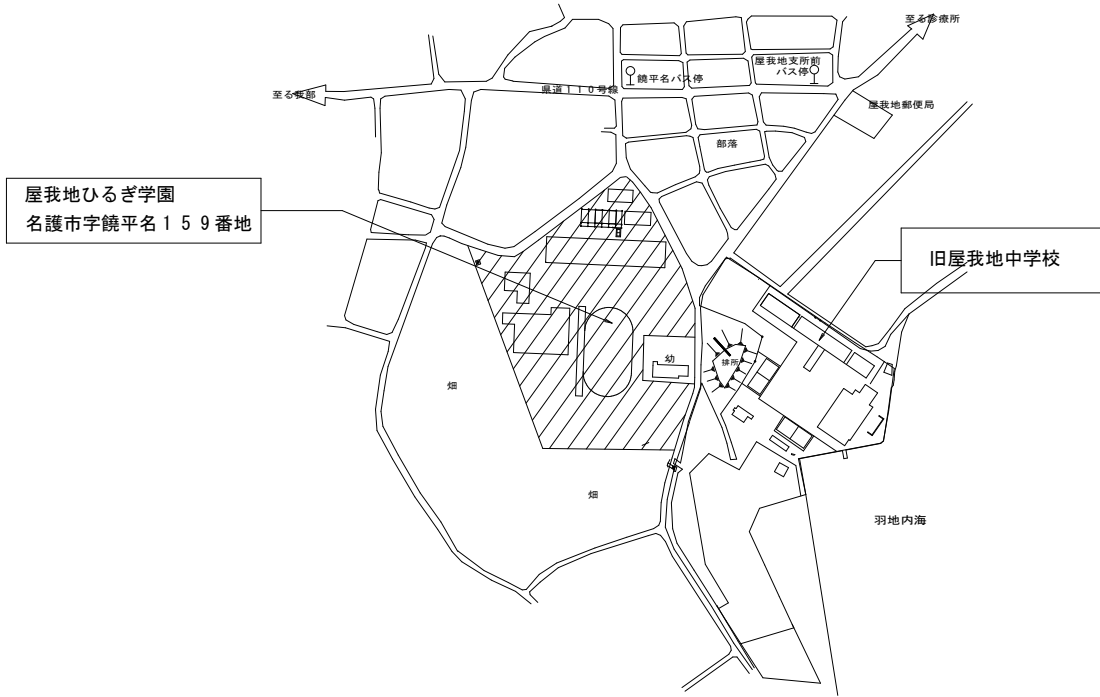
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742(HIVP)
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
給湯管	屋内一般配管	被覆銅管（JIS H 3330）
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	配管用炭素鋼鋼管(白)（JIS H 3452）
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	ポリエチレン被覆銅管管（JIS K 3469）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
特記事項		
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。		
※		

特記事項

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)			工事年度	令和8年度		
工事場所	名護市宇 読平名 地内			図面名称 縮 尺	機械設備特記仕様書(4)		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			図面番号	M-04		
摘 要				設 計 者	名 称	(株) 大尚設計	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	大城 尚	
					登 録 番 号	一般建築士 第177449号	
					所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-1	



付近見取図 NO : SCALE



屋我地小学校11号棟改修設計業務委託
名護市 字 饒平名 地内

小 ① R2-342 特別教室棟
1F 127.98㎡
2F 214.02㎡
342.00㎡

小 ⑬ R1-145
図工・給受棟
1F 145.35㎡

小 ⑭ 理科・音楽室棟
321.03㎡
1F 160.65㎡
2F 160.65㎡



中 ⑲ 特別教室棟
525.37㎡
1F 285.67㎡
2F 239.70㎡

小 ⑲ R1-664 中 ⑰ R1-40
管理・普通教室棟
1F 704.0㎡

小 ② R1-526 中 ① R1-210
特別・普通教室棟
1F 736.0㎡

合計 1,440㎡

中 ⑲ R2-525
特別教室棟

小 ② R2-894 中 ⑱ R2-224
屋内運動場
1,412.71㎡
1F 1,137.97㎡
2F 274.74㎡

屋外運動場

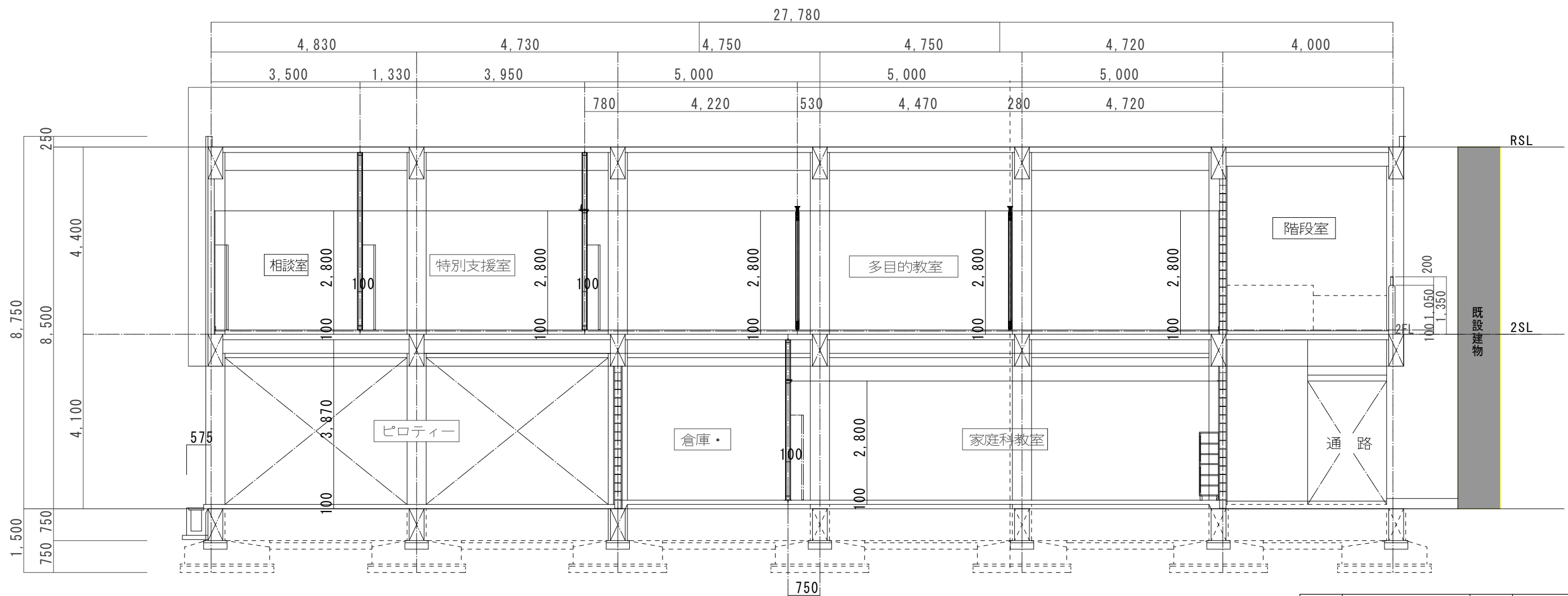
倉庫 幼稚園

1 = 7.330%

駐車場

配置図 S=1/500

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市字 饒平名 地内	図面名称	現地案内図・配置図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	S=1:500 (A1) S=1:1000 (A3)	
摘 要		図面番号	M-05	
検 印	管理建築士	設 計	名 称	(株) 大尚設計
			資格者氏名	大城 尚
			登 録 号	一級建築士 第17749号
			所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12



工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)			工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内			図面名称	建築基本断面図・立面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘 要				図面番号	M-06	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	(株) 大尚設計
					資格者氏名	大城 尚
					登 録 号	一級建築士 第177449号
					所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12

空調機器表

系統記号	機器名称	機 器 仕 様	電 源		台数	設置場所	備 考
			φ	V			
PAC-1	パッケージエアコン	型 式：天吊型 冷房能力：12.5 kW 付 属 品：ワイヤードリモコン・ステンレスワイヤー・防振ゴムパット 室外機基礎ブロック（※移設品）	3	200	1	調理実習室	移設品取付
PAC-2	パッケージエアコン	型 式：天吊型 冷房能力：10.0kW（定格） 暖房能力：11.2kW（定格） 付 属 品：ワイヤードリモコン・室外機基礎ブロック・防振ゴム 転倒防止ステンレスワイヤー・その他付属品一式	3	200	3	多目的教室	
RAC-3	ルームエアコン	型 式：壁掛型 冷房能力：6.3 kW 付 属 品：ワイヤレスリモコン（移設） 室外機基礎ブロック・転倒防止ステンレスワイヤー（新規）	1	200	1	特別支援室	移設品取付
PA04	ルームエアコン	型 式：壁掛型 冷房能力：4.0 kW 付 属 品：ワイヤレスリモコン（移設） 室外機基礎ブロック・転倒防止ステンレスワイヤー（新規）	3	200	1	相談室	移設品取付

※空調機は最上級省エネ機種とする。
※室外機は重耐塩処理としケーシング、フィン共防錆処理を施す事。
※室外機のプリント基板はヤモリ対策品とする事。
※パッケージエアコンの能力、消費電力は「JIS B 8616」に規定された規格条件による

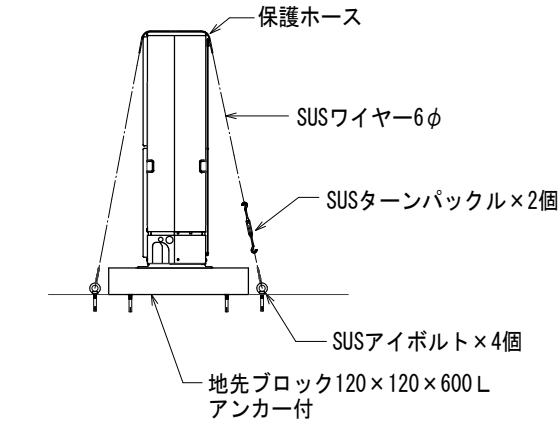
換気機器表

系統記号	機器名称	機 器 仕 様	電 源		台数	設置場所	備 考
			φ	V			
FE-1	天井埋込換気扇	型 式：天吊埋込型（DCモーター） 風 量：500 m ³ /h 機外静圧：40 Pa 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付） 吊金具	1	100	4	調理実習室	
FE-2	天井埋込換気扇	型 式：天吊埋込型（DCモーター） 風 量：40 m ³ /h 機外静圧：10 Pa 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付） 吊金具	1	100	1	相談室	
FE-3	天井埋込換気扇	型 式：天吊埋込型（DCモーター） 風 量：630 m ³ /h 機外静圧：60 Pa 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付） 吊金具	1	100	3	多目的教室	
FE-4	天井埋込換気扇	型 式：天吊埋込型（DCモーター） 風 量：120 m ³ /h 機外静圧：20 Pa 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付） 吊金具	1	100	1	特別支援室	
OA-1	自然給気口	型 式：天井取付型給気グリル φ100 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付）			2	相談室 特別支援室	
OA-2	自然給気口	型 式：天井取付型給気グリル φ150 付 属 品：SUS製深型パイプフード（ガラリ付）			5	調理実習室 多目的教室	

※延焼ラインにかかるパイプフードはFD付とする

衛生器具表

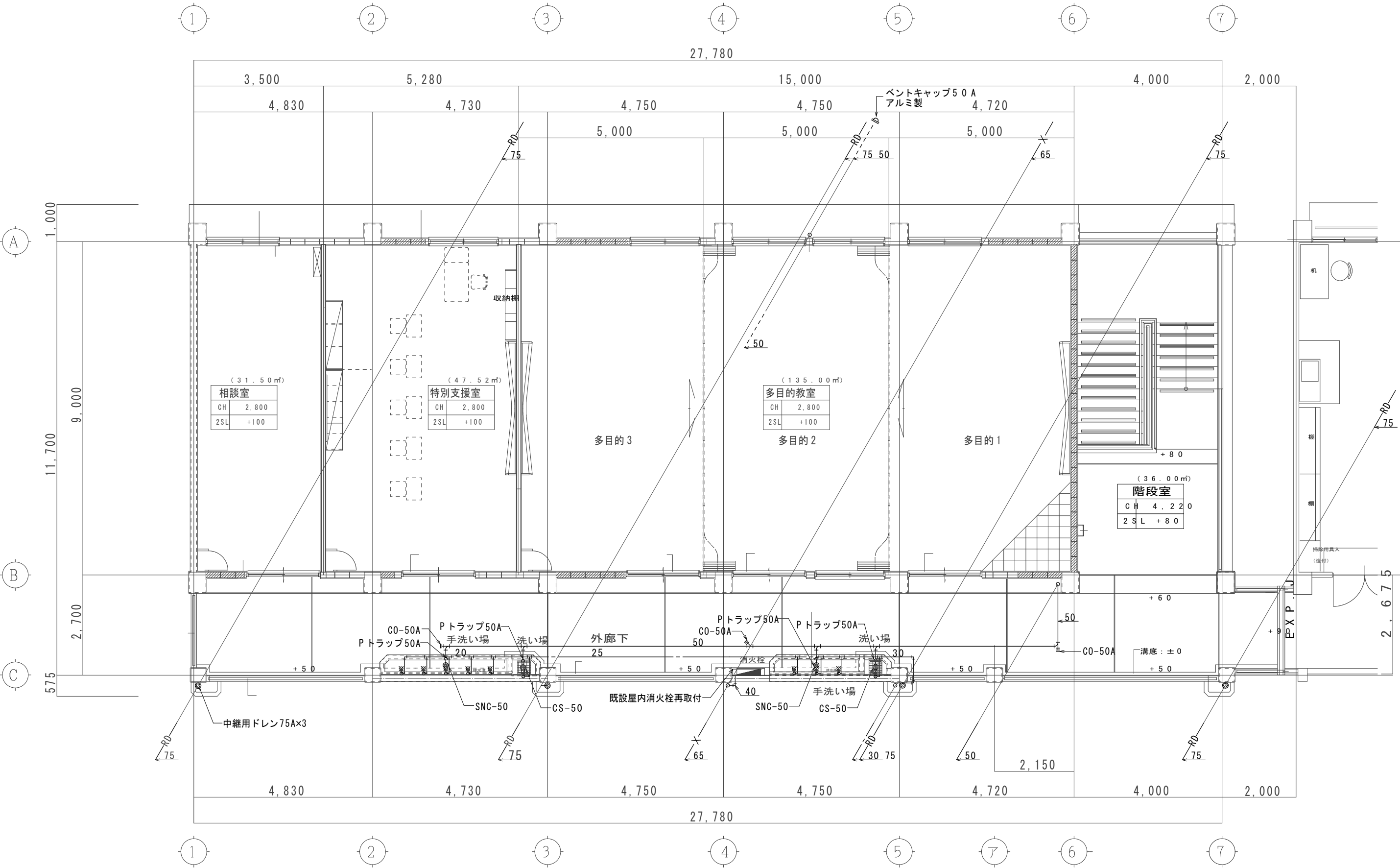
品 名	品 番		仕 様（付 属 品）	1 階	2 階	合 計	備 考
	T O T O	L I X I L		調理実習室	手足洗い場		
洗 濯 機 パ ン	PWP640N2W/ PJ2008NW	PF-6464AC/FW1 /TP-52	高結晶PP製洗濯パン 640×640	1		1	
洗 濯 機 用 水 栓	TW11R	LF-WJ50KQA	緊急止水弁付横水栓	1		1	
万 能 ホ ー ム 水 栓	T200SNR13	LF-7RG-13	吐水口回転形横水栓		4	10	12



室外機設置要領図（土間面付）

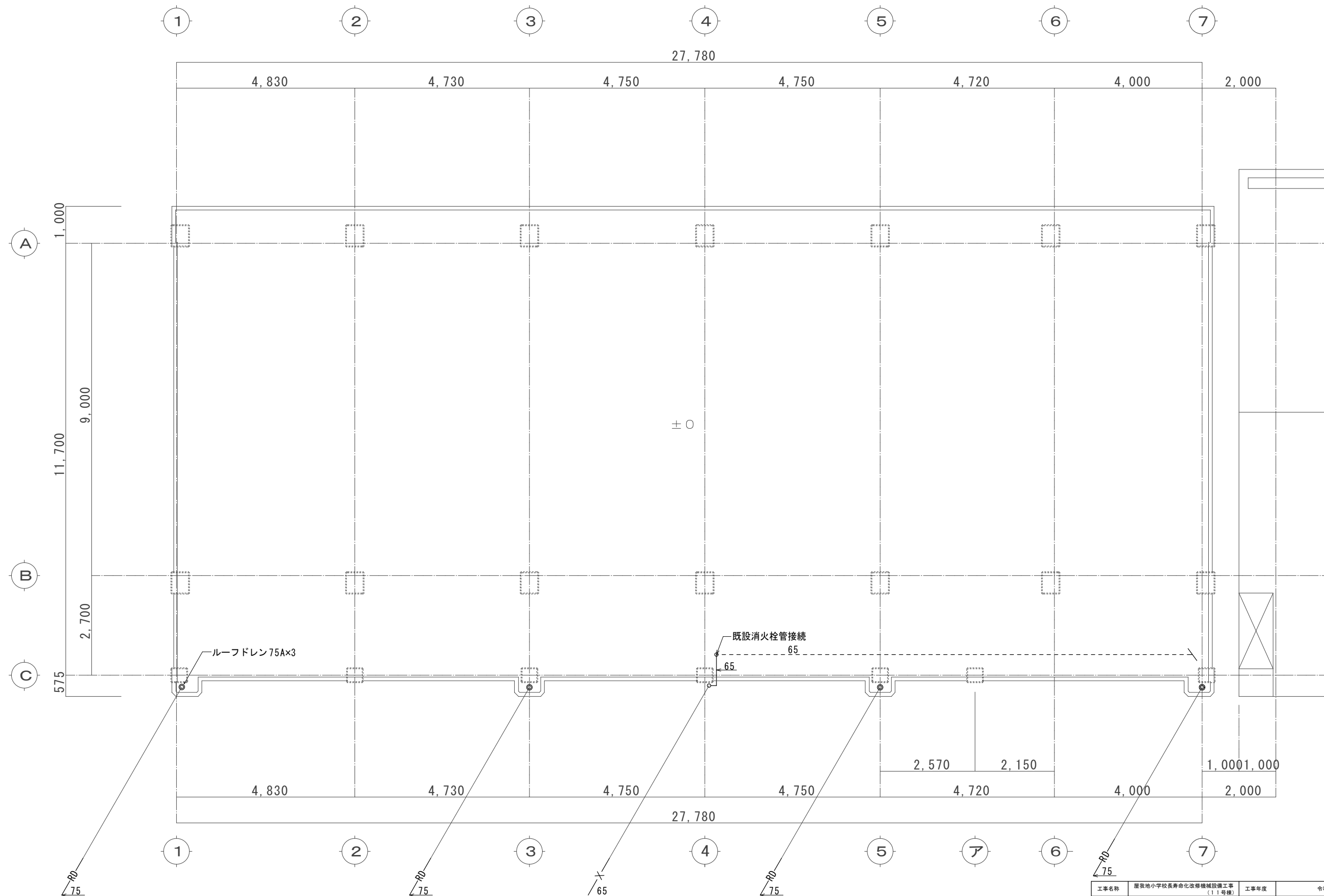
工事名称		屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)		工事年度		令和8年度	
工事場所		名護市宇 読平名 地内		図面名称 縮 尺		器具・機器表	
発注機関		名護市教育委員会教育施設課		縮面番号		M-07	
摘 要							
検 印	管理建築士		設 計	製 図	設 計 者	名 称 (株) 大尚設計	
						資格者氏名 大城 尚	
						登 録 号 一級建築士 第177449号	
						所 在 地 沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12	

工事名称		豊後县小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)		工事年度	令和8年度	
工事場所		名護市 読平 地内		図面名称 縮 尺	1階給排水設備平面図 S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
発注機関		名護市教育委員会教育施設課		図面番号	M-08	
摘 要						
検 印	管理建築士	設 計	製 図	股 計 者	名 称	(株) 大向設計
					資格者氏名	大城 尚
					登録番号	一級建築士 第177449号
					所在地	沖縄県名護市苅佐の森1-15-12



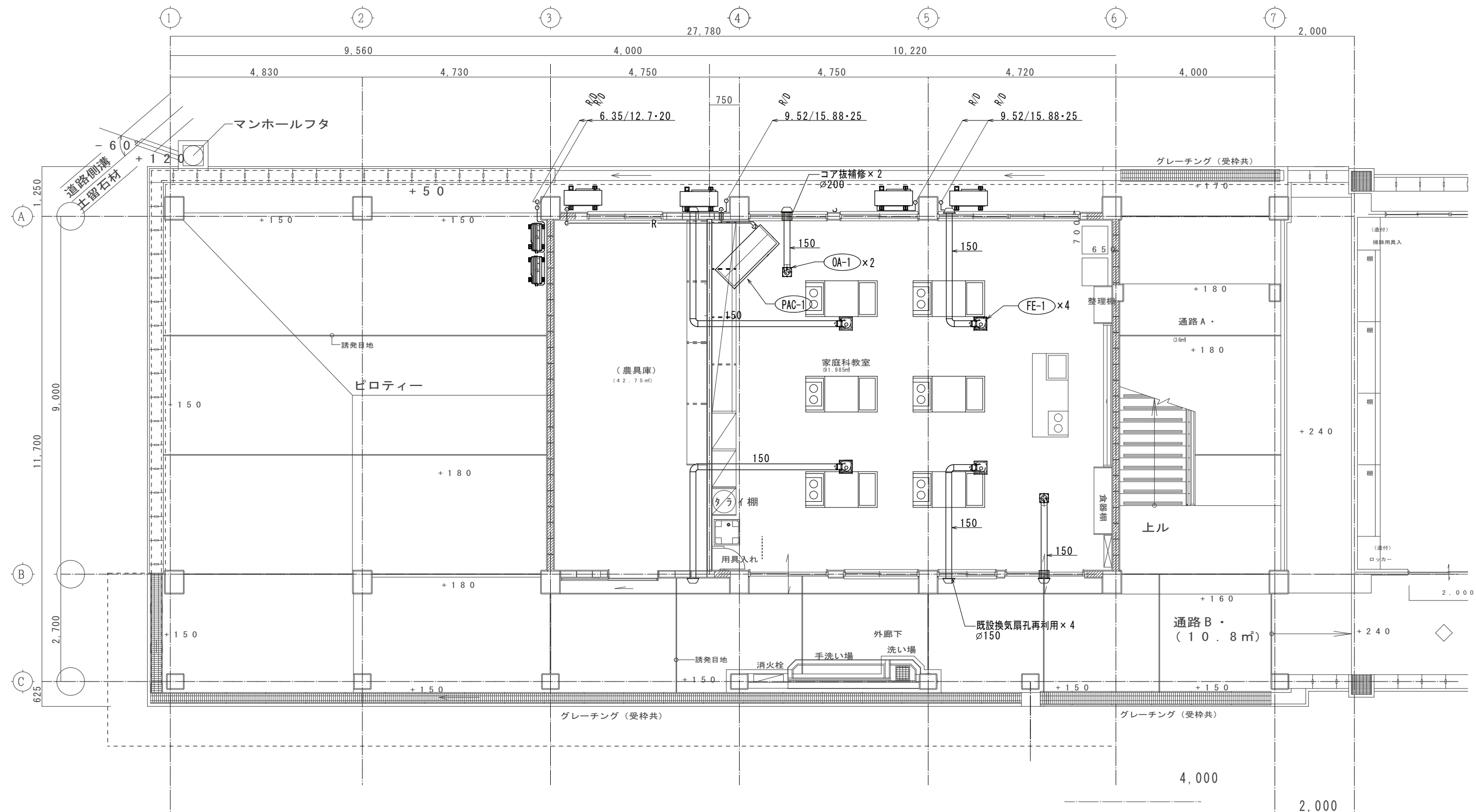
2階給排水設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	鹿我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内	図面名称	2階給排水設備平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘 要		図面番号	M-09	
検 印	管理建築士	設 計	名 称 (株) 大尚設計	
			資格者氏名 大城 尚	
			登 録 番 号 一級建築士 第177449号	
			所 在 地 沖縄県名護市平茂佐の森1-15-12	



R階給排水設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)		工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内		図面名称	R階給排水設備平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘 要			図面番号	M-10	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称 (株) 大尚設計
				資格者氏名	大城 尚
				登 録 番 号	一級建築士 第177449号
				所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12



-----凡例-----

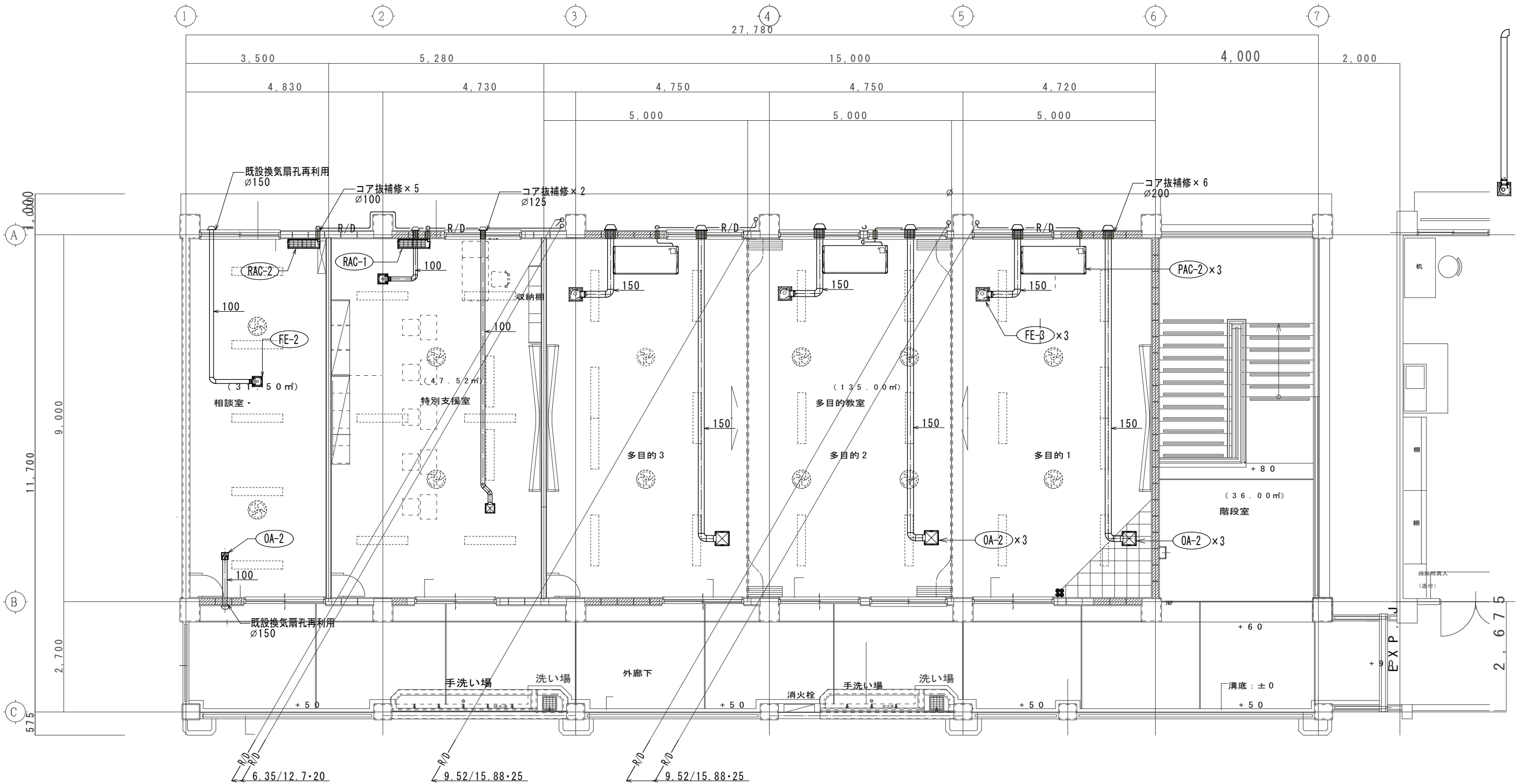
■ 既設 R C

▨ 既設 C B

▬ 新設 C B

1 階空調換気設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内	図面名称	2階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)
摘 要	図面番号 M-11		
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	(株) 大尚設計	
	資格者氏名	大城 尚	
	登 録 号	一級建築士 第177449号	
	所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12	



既存 C B
新設 C B

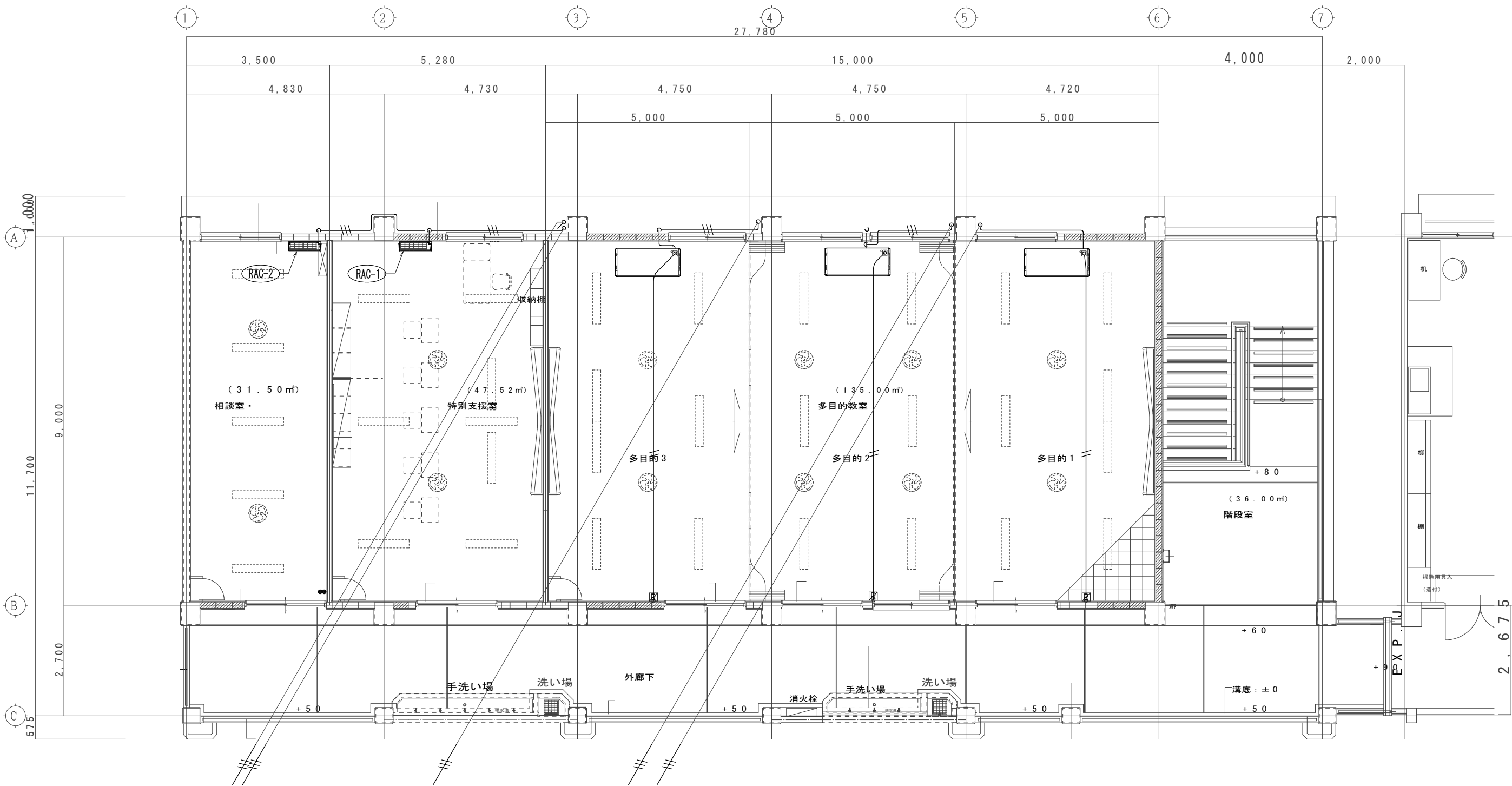
2階空調換気設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)	工事年度	令和8年度
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内	図面名称	2階空調換気設備平面図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)
摘 要		図面番号	M-12
検 印	管理建築士	設 計	名 称 (株) 大尚設計
			資格者氏名 大城 尚
			登 録 号 一級建築士 第177449号
			所 在 地 沖縄県名護市平茂佐の森1-15-12



1 階計装設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)			工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市字 鯉平名 地内			図面名称	1階計装設備平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	S=1.50 (A1) S=1.100 (A3)	
摘 要				図面番号	M-13	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	(株) 大尚設計
					資格者氏名	大城 尚
					登 録 番 号	一級建築士 第177449号
					所 在 地	沖縄県名護市字平佐茂の森1-15-12



- 凡例
- 既設 R C
 - 既設 C B
 - 新設 C B

空調機リモコン (室毎)

EM-EEF 2.0mm-3C	室内外電源・信号渡り配線 屋内：冷媒管共巻き配線 屋外：スリムダクト内配線
EM-CEE 1.25 ² -2C	空調リモコン配線 天井・PS内：コロガシ配線

2階計装設備平面図 SCALE 1:50

工事名称	屋我地小学校長寿命化改修機械設備工事 (11号棟)			工事年度	令和8年度	
工事場所	名護市宇 鏡平名 地内			図面名称	2階計装設備平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	
摘 要				図面番号	M-14	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株) 大尚設計	
				資格者氏名	大城 尚	
				登 録 号	一級建築士 第177449号	
				所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12	